

第100期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月22日(木曜日)
午前10時

開催場所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
(御茶ノ水ソラシティ1階)
ソラシティカンファレンスセンター
Room C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)



ネットで
招集

招集ご通知をネットで簡単・便利に!!

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8059/>



目次

第100期定時株主総会招集ご通知 3

株主総会参考書類 8

議案及び参考事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件

事業報告 17

連結計算書類 48

計算書類 65

監査報告書 77

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の電子提供が開始されましたが、本株主総会に関しましては、株主様の混乱を避けるため、株主様からの書面交付請求の有無に関わらず、従来どおり書面でお送りしております。

本年は株主総会ご出席者へのお土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第100期定時株主総会を開催するにあたり、ここに招集ご通知をお届けいたします。

代表取締役 社長執行役員 **宇野 一郎**

創業の精神

第一実業株式会社は、商事会社として
経済社会の流通機構の一翼を担い、
以て社会の繁栄に寄与することを目的として
協力一致して積極的に活動し、
堅実に運営して企業を安定成長せしめ、
此処に働く人々の生活の向上
幸福の増進を図る。

社是三原則

積極活動
堅実運営
協力一致

経営理念

ミッション

Mission

果たすべき使命

人をつなぎ、技術をつなぎ、世界を豊かに

ビジョン

Vision

あるべき姿

「次世代型エンジニアリング商社」

時代の一步先を行くモノづくりパートナーを目指し、
当社のエンジニアリング機能を核として継続的な価値の提供により
グローバルにお客様事業の成長と持続可能な社会の実現に貢献します。

バリュー

Value

価値基準

信頼

社内外の関係者と協調し、ステークホルダーからの期待や社会的責任と当社目標を一致させながら、やりがいに溢れ、個人が尊重され、成長を実感できる会社を目指します。

成長

独自のエンジニアリング機能によるモノづくりへの貢献とともに、積極的な成長市場への投資・事業領域の拡大により継続的な成長を目指します。

貢献

経営の透明性と会社の継続的な品質の向上を通じて、重要な社会課題に積極的に取り組むことで持続可能な社会の実現に貢献します。

株 主 各 位

証券コード 8059
2023年6月1日
(電子提供措置の開始日 2023年5月31日)
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
第一実業株式会社
代表取締役 社長執行役員 宇野 一郎

第100期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、「IR情報」「株主総会情報」を順に選択いただき、「第100期定時株主総会」の情報を閲覧ください。

当社ウェブサイト <https://www.djk.co.jp/>



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所ウェブサイト・上場会社情報サービスにアクセスのうえ、銘柄名（会社名）又はコードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報を閲覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記又は電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、5ページのいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 報告事項 1. 第100期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件
2. 第100期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）
連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結注記表
- ・個別注記表

株主総会オンデマンド配信のご案内

本株主総会の模様の一部を、当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信する予定です。



配信開始予定

2023年7月上旬頃

配信URL

<https://www.djk.co.jp/ir/meeting.html>

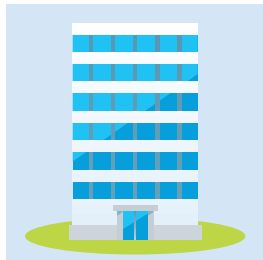


<ご留意事項>

- ご使用のパソコン等の端末及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- オンデマンド配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主様のご負担となります。
- 何らかの事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権の行使のご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法によりご行使いただくことができます。

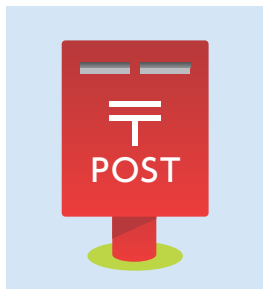


1. 株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



株主総会日時 **2023年6月22日 (木) 午前10時**



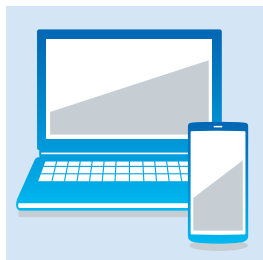
2. 郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ 詳細につきましては6ページをご参照ください。



行使期限 **2023年6月21日 (水) 午後5時00分必着**



3. インターネットによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>) にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細につきましては6・7ページをご参照ください。

行使期限 **2023年6月21日 (水) 午後5時00分まで**

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト又は東証ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使書のご記入方法

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

The image shows a sample of a proxy exercise form for Taisei Real Estate Company, Ltd. The form is divided into sections for the shareholder's name, the proxy holder's name, and the resolutions. Three resolutions are listed: Resolution 1, Resolution 2 (excluding candidates), and Resolution 3. Below each resolution, there are boxes for '賛' (Agree) and '否' (Disagree). A red dashed line outlines the entire form, and a red solid line highlights the voting area for the three resolutions.

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

第1・3号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」に○印
- 反対の場合 ▶ 「否」に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」に○印
- 全員反対の場合 ▶ 「否」に○印
- 一部候補者に賛成の場合
 - ▶ 「否」に○印をし、賛成する候補者の番号を記入
- 一部候補者に反対の場合
 - ▶ 「賛」に○印をし、反対する候補者の番号を記入

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



1 ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

The screenshot shows the homepage of the proxy exercise website. It has a header with the text 'ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！'. Below the header, there are several bullet points of information. A red box highlights a button labeled '次へすすむ' (Next). A red arrow points from this button to the text '「次へすすむ」をクリック' (Click 'Next').

2 ログイン

議決権行使書に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

The screenshot shows the login page of the proxy exercise website. It has a header with the text 'ログイン'. Below the header, there are several bullet points of information. A red box highlights a text input field for the '議決権行使コード' (Proxy Code). Another red box highlights a button labeled 'ログイン'. Red arrows point from these elements to the text '「議決権行使コード」を入力' (Enter 'Proxy Code') and '「ログイン」をクリック' (Click 'Login').

3 パスワードの入力

議決権行使書に記載された「パスワード」をご入力ください。

The screenshot shows the password input page of the proxy exercise website. It has a header with the text 'パスワード認証'. Below the header, there are several bullet points of information. A red box highlights a text input field for the 'パスワード' (Password). Another red box highlights a button labeled '次へ' (Next). Red arrows point from these elements to the text '「パスワード」を入力' (Enter 'Password') and '「次へ」をクリック' (Click 'Next').

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

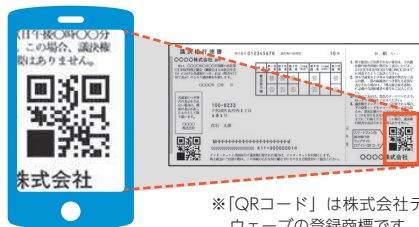
スマートフォンにてQRコードを読み取る方法

「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 QRコードを読み取る

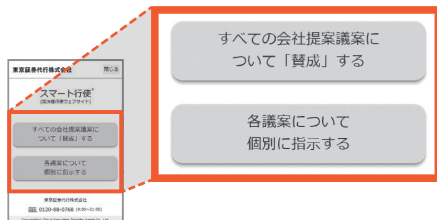
スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 各議案の賛否を選択

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使プラットフォームによる 議決権行使のご案内 ～機関投資家の皆様へ～

機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

0120-88-0768

受付時間：午前9時～午後9時

「ネットで招集」 サービスのご案内



「ネットで招集」からも
「スマート行使」にアクセスいただけます。

「ネットで招集」の「議決権行使」ボタンを選択すると、お手元の端末のカメラが起動します。そこから議決権行使書用紙のQRコードを撮影しても、「スマート行使」へアクセスいただけます。

<https://s.srdb.jp/8059/>



議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けており、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。

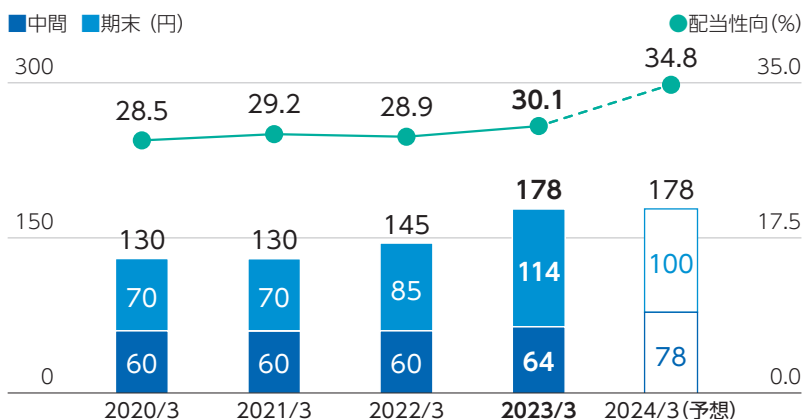
当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び安定配当の継続等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類
金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金114円 総額1,203,700,350円
これにより、中間配当（1株につき64円）を含めました年間配当は1株につき178円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月23日

1株当たり配当金の推移



第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。当社は、独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するべく、取締役会の構成における独立社外取締役の割合は、3分の1以上としております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1 再任	宇野 一郎	代表取締役 社長執行役員	15回／15回 (100%)
2 再任	二宮 隆一	代表取締役 専務執行役員	15回／15回 (100%)
3 再任	上野 雅敏	取締役 常務執行役員	15回／15回 (100%)
4 再任	丸本 靖	取締役 常務執行役員	15回／15回 (100%)
5 再任	府川 治	取締役 常務執行役員	15回／15回 (100%)
6 新任	船渡 雄司	常務執行役員	
7 再任 社外 独立役員	坂本 嘉和	社外取締役	15回／15回 (100%)
8 再任 社外 独立役員	山田 奈美香	社外取締役	15回／15回 (100%)
9 新任 社外 独立役員	中山 和夫		

(注) 取締役会の開催回数につきましては、書面決議による開催を含んでおりません。

<ご参考>

本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の取締役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役のスキル及び多様性は以下の表のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	本定時株主総会後 の地位 (予定)	経験業務・知識等						属性		
			企業経営・ 企業戦略	業界知見・ 営業・ マーケティング	国際性	財務・ 会計	法務・ リスク マネジメント	サステナビリ ティ・ESG	その他	性別	独立性
1	宇野 一郎	代表取締役 社長執行役員	●	●	●			●		男性	
2	二宮 隆一	代表取締役 専務執行役員	●	●	●			●		男性	
3	上野 雅敏	取締役 常務執行役員		●	●			●	●※1	男性	
4	丸本 靖	取締役 常務執行役員	●	●	●					男性	
5	府川 治	取締役 常務執行役員			●	●	●	●		男性	
6	船渡 雄司	取締役 常務執行役員	●	●	●			●		男性	
7	坂本 嘉和	取締役				●				男性	●
8	山田 奈美香	取締役					●			女性	●
9	中山 和夫	取締役	●		●				●※2	男性	●

※1 テクノロジー・IT・DX

※2 他業種知見

株主総会参考書類

候補者番号

1

再任



うの いちろう
宇野 一郎

(1959年11月12日生)

所有する当社の株式数

11,700株

取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任期間

7年0カ月 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
2003年10月 当社大阪第一営業本部プラント・エンジニアリング部長
2007年 4月 当社大阪プラント機械事業本部本部長代理
2013年 4月 当社執行役員大阪事業本部長兼大阪支店長
2014年 4月 当社執行役員、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. 取締役社長
2016年 6月 当社常務取締役
2017年 4月 当社代表取締役社長
2022年 4月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)
(内部監査部管掌)

選任の理由及び期待される役割

同氏は、化学プラント業界を主軸に国内外における長年の営業経験があり、また米国子会社の社長経験を経て、2017年に代表取締役に就任以降、重要な意思決定や業務執行の監督を担ってまいりました。経営者としても豊富な知見・見識を有し、グローバルな事業運営、コーポレート・ガバナンスの強化等のサステナビリティ経営をさらに推進させるため、2022年4月よりサステナビリティ推進委員会を発足させ委員長を務めるなど、企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再任



にの みや りゅういち
二宮 隆一

(1961年10月10日生)

所有する当社の株式数

8,300株

取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任期間

4年0カ月 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月 当社入社
2005年 4月 当社名古屋営業本部電子精機第一部長
2009年 4月 当社名古屋事業本部本部長代理
2011年 4月 当社執行役員名古屋事業本部長兼名古屋支店長
2015年 4月 当社執行役員、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. 取締役社長
2019年 4月 当社執行役員名古屋支社長
2019年 6月 当社常務取締役名古屋支社長
2022年 4月 当社取締役常務執行役員名古屋支社長
2023年 4月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)
(事業本部、関係会社管掌)

(重要な兼職の状況)

株式会社第一メカテック専務取締役

選任の理由及び期待される役割

同氏は、自動車関連業界において長年にわたる営業経験及び米国、アジアでの駐在経験があり、国内外の事業活動を拡充してまいりました。2019年に取締役に就任以降、2023年から代表取締役を務めるなど、重要な意思決定や業務執行の監督を担い、経営者として豊富な経験・見識を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任



うえ の まさと
上野 雅敏

(1962年9月23日生)

所有する当社の株式数

6,100株

取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任期間

4年0カ月 (本株主総会終結時)

候補者番号

4

再任



まる もと やすし
丸本 靖

(1963年8月1日生)

所有する当社の株式数

5,000株

取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任期間

2年0カ月 (本株主総会終結時)

略歴、当社における地位及び担当

- 1985年 4月 当社入社
- 2003年 4月 当社精機営業本部電精ファインデバイス第一部長
- 2008年 10月 当社PFSC統括事業本部本部長代理
- 2013年 4月 当社執行役員エレクトロニクス事業本部長
- 2019年 6月 当社常務取締役
- 2022年 4月 当社取締役常務執行役員
- 2023年 4月 当社取締役常務執行役員CDO (現任)
(経営企画本部、デジタルイノベーションセンター担当)

選任の理由及び期待される役割

同氏は、エレクトロニクス関連業界を主軸に長年の営業経験及び米国での駐在経験があり、国内外の事業活動を拡充してまいりました。2019年に取締役に就任以降、重要な意思決定や業務執行の監督を担ってまいりました。エレクトロニクスをはじめ最先端分野の豊富な経験・見識を有しており、当社CDO (Chief Digital Officer) として、デジタルトランスフォーメーション化を含む当社グループ経営戦略推進に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

略歴、当社における地位及び担当

- 1987年 4月 新日本証券株式会社 (現 みずほ証券株式会社) 入社
- 1990年 4月 当社入社
- 2007年 4月 当社大阪プラント機械事業本部プラント・エンジニアリング部長
- 2016年 10月 PT. DJK INDONESIA PRO-Dept. General Manager
- 2018年 10月 当社プラント・エネルギー事業本部本部長代理
- 2019年 4月 当社執行役員プラント・エネルギー事業本部長
- 2021年 4月 当社常務執行役員大阪支社長兼プラント・エネルギー事業本部長
- 2021年 6月 当社常務取締役常務執行役員大阪支社長兼プラント・エネルギー事業本部長
- 2022年 4月 当社取締役常務執行役員大阪支社長 (現任)
(プラント・エネルギー事業、ヘルスケア事業、エンジニアリング本部担当)

選任の理由及び期待される役割

同氏は、化学プラント業界を主軸に国内外における長年の営業経験があり、近年需要が旺盛な二次電池製造分野のほか、再生可能エネルギー関連の事業展開を加速させてまいりました。業界における幅広い知見を有しており、この度新設したエンジニアリング事業及びプラント・エネルギー事業の拡大・発展にも貢献できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

5

再任



ふ かわ おさむ
府川 治

(1968年5月28日生)

所有する当社の株式数

5,200株

取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任期間

2年0カ月 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

- 1992年 4月 当社入社
- 2006年 4月 DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. Director
- 2008年 4月 DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. General Manager
- 2010年 10月 DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. 取締役 (Secretary & Treasurer)
- 2013年 4月 当社管理本部財務部長
- 2015年 10月 当社経理本部本部長代理
- 2019年 4月 当社執行役員管理本部長
- 2020年 4月 当社執行役員経理本部長
- 2021年 4月 当社常務執行役員CFO兼経理本部長
- 2021年 6月 当社常務取締役常務執行役員CFO兼経理本部長
- 2022年 4月 当社取締役常務執行役員CFO兼経理本部長 (現任)
(経理本部、企画管理部、コーポレートコミュニケーション部担当)

選任の理由及び期待される役割

同氏は、長年にわたって管理部門業務に従事し、米国、アジアでの駐在経験を生かし、国内外の財務、会計、法務及びリスクマネジメントの分野において実務に基づいた専門的な知識を有しております。この豊富な知見と幅広い見識は、当社CFOとして財務戦略の立案及び実行を可能にし、ひいては企業価値の向上に寄与できると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

新任



ふな わたり ゆう じ
船渡 雄司

(1963年12月7日生)

所有する当社の株式数

3,900株

略歴、当社における地位及び担当

- 1987年 4月 当社入社
- 1997年 10月 当社海外本部ロンドン支店長
- 2006年 4月 当社大阪第二営業本部ファインデバイスシステム部長
- 2011年 4月 当社大阪事業本部本部長代理
- 2012年 7月 DJK EUROPE GMBH Managing Director
- 2017年 4月 当社執行役員ファーマ事業本部長
- 2019年 4月 当社執行役員DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD. 取締役社長
- 2021年 4月 当社常務執行役員
- 2023年 4月 当社常務執行役員CSuO (現任)
(総務本部担当)

選任の理由及び期待される役割

同氏は、産業機械業界及びエレクトロニクス業界を主軸に国内外における長年の営業経験ならびに欧州、アジアでの駐在経験があり、国内外の事業活動を拡充してまいりました。また、2022年4月より発足したサステナビリティ推進委員会の推進責任者を務めており、当社CSuO (Chief Sustainability Officer) として企業価値の向上に寄与できると判断したため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

再任

社外

独立役員



さか もと よし かず

坂本 嘉和

(1956年6月10日生)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任期間

8年0カ月 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

- 1975年 4月 東京国税局入局
- 2010年 7月 石田税務会計事務所勤務
- 2010年 9月 税理士登録
坂本嘉和税理士事務所 (現 坂本・小山税務会計事務所) 勤務 (現任)
- 2015年 6月 当社取締役 (現任)

選任の理由及び期待される役割

同氏は、会社経営に関与したことはないものの、国税局における長年にわたる経験を通して培われた財政、金融、税務等に関する高い知見、識見を有しております。2020年に新設されたガバナンス委員会では委員長を務め、当社グループ全体のガバナンス体制強化に貢献し、当社の会社経営の品質向上に対する適切な助言や監督を行っております。今後も上記理由により職務を遂行できると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

再任

社外

独立役員



やま だ な み か

山田 奈美香

(1989年5月19日生)

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

15回／15回 (100%)

取締役在任期間

3年0カ月 (本株主総会最終時)

略歴、当社における地位及び担当

- 2018年12月 弁護士登録
- 2019年 1月 宏和法律事務所入所
- 2019年 5月 文部科学省コンプライアンスチーム支援メンバー (現任)
- 2019年 6月 公益財団法人全日本柔道連盟
コンプライアンスホットライン窓口 (現任)
- 2020年 6月 当社取締役 (現任)
- 2021年 1月 山田・尾崎法律事務所入所 (現任)

選任の理由及び期待される役割

同氏は、会社経営に関与したことはないものの、弁護士として企業法務に関する幅広い知見を有しており、グローバル経営が進み、法的視点が一層重要になっている当社の現況において、こうした視野に立ちコンプライアンス等に関する柔軟かつ適切な助言及び指導をいただいております。今後も同氏の助言によりコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

9

新任

社外

独立役員



なか やま かず お

中山 和夫

(1957年2月2日生)

所有する当社の株式数

0 株

略歴、当社における地位及び担当

- 1980年 4月 三井物産株式会社入社
- 2006年 4月 同社プロジェクト業務部長
- 2008年 6月 同社アジア・大洋州本部C.A.O兼アジア・大洋州三井物産株式会社S.V.P(在シンガポール)
- 2012年 4月 同社執行役員食糧本部長
- 2014年 4月 同社常務執行役員食糧本部長
- 2015年 6月 JA三井リース株式会社代表取締役副社長執行役員
- 2020年 6月 同社顧問
- 2021年 3月 井関農機株式会社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

井関農機株式会社社外取締役

選任の理由及び期待される役割

同氏は、総合商社等における経営経験に加え、海外事業にも精通し、国内外の多岐に渡る業界の豊富な知見を有しております。こうした他社経営経験や異業界の知見に基づく客観的な視点から当社グループの事業への有益な助言や指導が期待できること、また、ガバナンス委員会に参加いただくことで、当社グループ全体のガバナンス体制強化及び会社の品質向上への貢献が期待できるため、社外取締役候補者いたしました。

取締役候補者各氏に関する特記事項

1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補償することとしております。候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

社外取締役候補者各氏に関する特記事項

1. 坂本嘉和氏、山田奈美香氏及び中山和夫氏は、社外取締役候補者であります。
2. 坂本嘉和氏及び山田奈美香氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、坂本嘉和氏は8年、山田奈美香氏は3年であります。
3. 当社は、坂本嘉和氏及び山田奈美香氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 中山和夫氏は、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の範囲内で締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する。ただし、賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
5. 坂本嘉和氏及び山田奈美香氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であり、原案どおり選任された場合には引き続き独立役員となる予定です。
6. 中山和夫氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合には独立役員となる予定です。
7. 山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。
8. 山田奈美香氏は、当社が法律顧問契約を締結している山田秀雄弁護士が主宰する山田・尾崎法律事務所にも所属しておりますが、同事務所に対する2023年3月期の弁護士報酬の支払額は、金額として1,000万円を超えず、当社ならびに同事務所双方の売上高に占める割合は、1%未満であります。

第3号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月23日開催の第99期定時株主総会において、年額4億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,800万円以内）とすることにつきご承認をいただいておりますが、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的とした社外取締役の増員等による取締役の構成の見直しや、社外取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を考慮し、社外取締役分の年額報酬を4,000万円以内へ改定いたしたいと存じます。

取締役全体の報酬額は、年額4億5,000万円以内のままとし、社外取締役の報酬額のみを改定するものであり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を勘案しつつ、取締役会で決定していることから、その内容は相当であると考えております。

なお、社外取締役の報酬は、現行どおり基本報酬のみとし、取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬額の内容については、後述の「(ご参考) 報酬制度の概要」とおりとなります。

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）となります。

(ご参考) 報酬制度の概要

1. 役員報酬制度の概要

取締役の報酬は、①基本報酬（金銭による固定報酬）、②全社業績等に連動する賞与、③譲渡制限付株式による株式報酬で構成します。

2. 各報酬の概要

① 基本報酬

役位毎の役割や責任を明確にし、それらに沿った金額を毎月一定額ずつ支給する金銭報酬です。

② 賞与

全社業績指標に係る賞与（以下、「賞与A」と、中期経営計画の達成に資する指標等に係る賞与（以下、「賞与B」）の2種類を支給します。賞与Aは連結業績の目標達成度に、賞与Bは中期経営計画の達成に資する指標等の達成度に基づいて、基準額の0%～130%で変動して支給する金銭報酬です。

③ 株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。役割に応じて毎年一定額の株式を支給し、役員の退任時に譲渡制限が解除される設計です。

3. 報酬決定の手続き・方法

取締役（社外取締役を除く。）の個人別報酬については、取締役会の諮問に基づき、ガバナンス委員会が審議し、取締役会に答申します。取締役会は、ガバナンス委員会からの答申について審議し、報酬を決定します。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、円安、物価高といった逆風の中、海外経済に起因する懸念材料を抱えながらも、脱炭素やDXに向けた堅調な設備投資意欲や、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和による個人消費の持ち直し、また年度後半におけるインバウンド需要の回復に支えられ、安定に向けた流れで推移しておりました。しかし、原燃料価格の高止まりによる物価上昇圧力、物価高継続による消費減退への懸念が年度末に向けても続いたことに加え、海外経済の減速への懸念、欧米の金融システムへの不安の高まりにより、景況の良化を見込むことが難しい状況となりました。

当社では今年度より新たな経営理念、成長戦略「V2030」並びに中期経営計画「MT2024」を掲げ、社会的使命の遂行、「次世代型エンジニアリング商社」としての存在の確立、定性並びに定量目標の達成と企業価値の向上に向けて事業を推進しており、技術・サービス力のさらなる強化、DXによる新たなビジネスモデルの構築を図るとともに、人的資本等の充実、サステナビリティ経営に注力しております。その結果、業績は年度を通じて好調に推移し、当連結会計年度の売上高は、1,536億74百万円（前期比3.8%増）となりました。

利益面では、営業利益は67億17百万円（前期比2.2%減）、経常利益は71億8百万円（前期比8.8%減）と前年比で減少いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は63億16百万円（前期比17.8%増）と増益となりました。

業績ハイライト

売上高

1,536億74百万円

前期比3.8% 

経常利益

71億8百万円

前期比8.8% 

営業利益

67億17百万円

前期比2.2% 

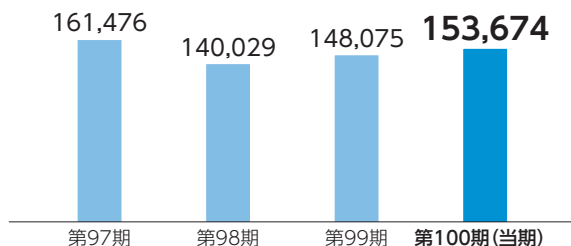
親会社株主に帰属する当期純利益

63億16百万円

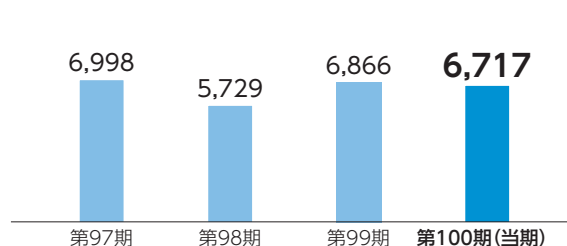
前期比17.8% 

業績の推移

売上高 (百万円)

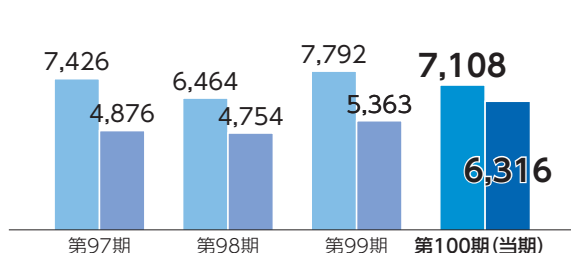


営業利益 (百万円)



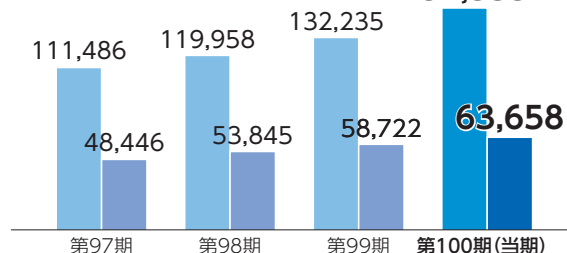
経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

■ 経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



総資産／純資産 (百万円)

■ 総資産 ■ 純資産



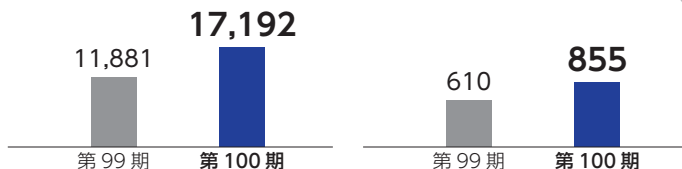
(注)第99期より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、第99期以降の各数値は適用後の数値となっております。

セグメントの状況

プラント・エネルギー事業

■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



国内外向けの各種プラント用設備や地熱・天然ガス開発向け機材等の売上が大幅に増加し、売上高は53億11百万円増加の171億92百万円（前期比44.7%増）となり、セグメント利益（営業利益）は2億45百万円増加の8億55百万円（前期比40.2%増）となりました。

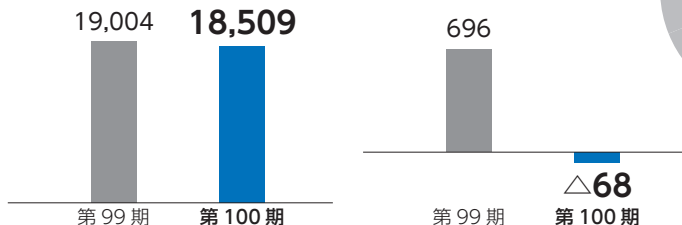
売上高構成比
11.2%



エナジーソリューションズ事業

■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



国内外向けリチウムイオン電池製造設備等の売上が減少し、売上高は4億95百万円減少の185億9百万円（前期比2.6%減）となり、粗利率の低下及び経費の増加により、セグメント損益（営業損益）は7億64百万円減少の68百万円の損失となりました。

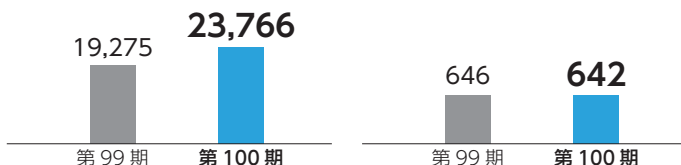
売上高構成比
12.0%



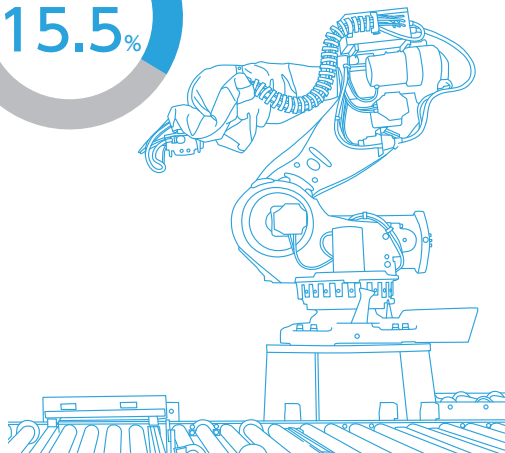
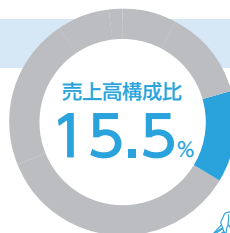
産業機械事業

■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)



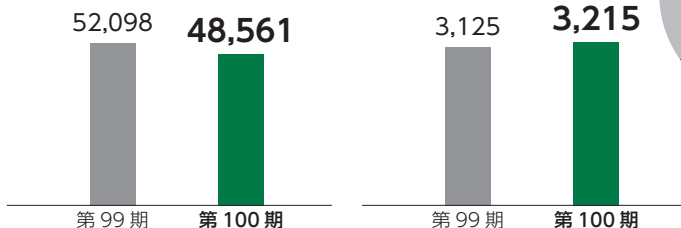
プラスチック製品・食品関連業界向けの成形機及び周辺機器や医療関連器具製造装置等の売上が増加したため、売上高は44億91百万円増加の237億66百万円（前期比23.3%増）となりましたが、経費の増加により、セグメント利益（営業利益）は4百万円減少の6億42百万円（前期比0.7%減）となりました。



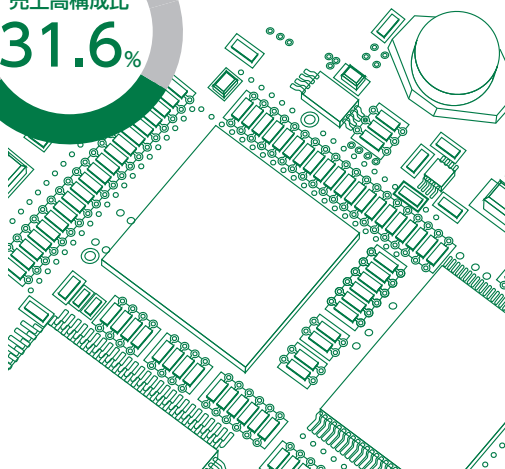
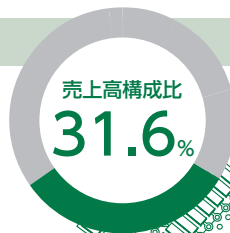
エレクトロニクス事業

■売上高 (百万円)

■営業利益 (百万円)

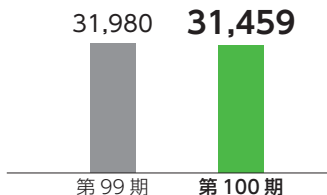


IT及びデジタル関連機器製造会社向けの電子部品製造関連設備等の販売が減少したため、売上高は35億37百万円減少の485億61百万円（前期比6.8%減）となりましたが、粗利率の改善により、セグメント利益（営業利益）は90百万円増加の32億15百万円（前期比2.9%増）となりました。

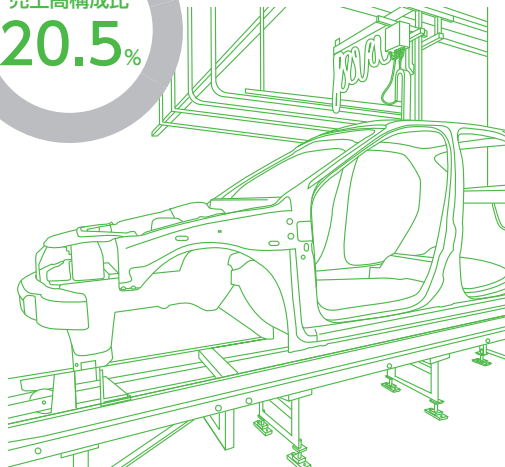
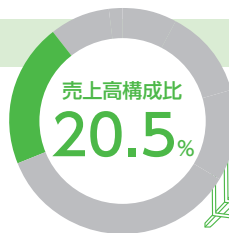
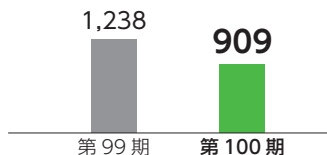


自動車事業

■売上高 (百万円)



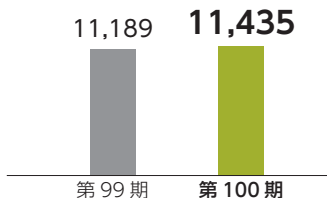
■営業利益 (百万円)



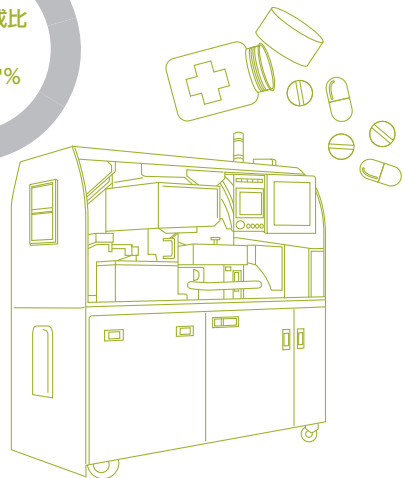
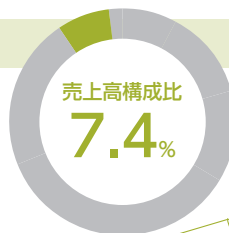
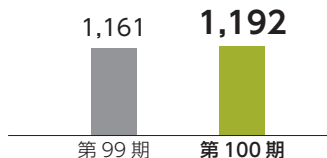
自動車関連業界向けの自動組立ライン、塗装ライン、車載電子部品製造関連設備等の売上が減少したため、売上高は5億20百万円減少の314億59百万円（前期比1.6%減）となり、セグメント利益（営業利益）は3億29百万円減少の9億9百万円（前期比26.6%減）となりました。

ヘルスケア事業

■売上高 (百万円)



■営業利益 (百万円)



錠剤印刷検査装置やパッケージング用機器・装置等の売上が増加したため、売上高は2億46百万円増加の114億35百万円（前期比2.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は30百万円増加の11億92百万円（前期比2.7%増）となりました。

✈️ 航空・インフラ事業

■売上高 (百万円)

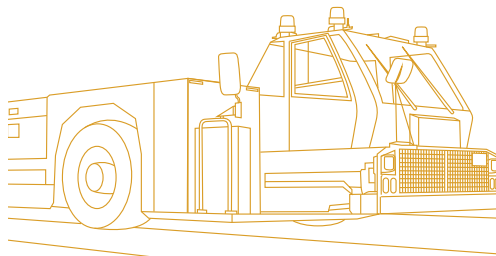
■営業利益 (百万円)

売上高構成比

1.6%



航空機地上支援機材及び空港施設関連機器や自治体及び官公庁向け特殊車両等の売上が微増し、売上高は51百万円増加の25億18百万円（前期比2.1%増）となり、セグメント損失（営業損失）は34百万円減少の45百万円となりました。



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資等はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度における重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度における重要な持分又は新株予約権等の取得又は処分はありません。

(6) 企業集団が対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しにつきましては、物価上昇圧力の継続や海外経済減速への懸念といった景気の下振れ要因により先行きに不透明感が残るものの、インバウンド需要の回復・増大や、コロナ禍からの経済活動の正常化に向けた景気回復への動きが続くことから、緩やかながらも持ち直していくことが予想され、物価上昇圧力の解消や海外経済の回復により景気好転の動きがより明確になることが期待されます。

目まぐるしく変化する情勢、また2021年度までの中期経営計画「FACE2021」の振り返りの中で、当社では、社会・事業環境において大きな変革が続く昨今の状況を踏まえ、企業運営の抜本的な見直しと、より長期的な視野に立った戦略立案の必要性をこれまで以上に認識いたしました。そこで、当社の存在価値や使命は何であるかをいま一度見直すこととし、社会から求められる考え方の対応も含め、新たな経営理念と2030年のあるべき姿を見据えた成長戦略「V2030」を策定いたしました。さらに、当社のあるべき姿「次世代型エンジニアリング商社」の実現に向け、「V2030」からのバックキャストिंगにより、2022年度から2030年度までの各3年間を「創造」「成長」「飛躍」の期と位置付け、新中期経営計画「MT2024」（創造期）を策定し、目下取り組んでおります。

I. 新経営理念と成長戦略「V2030」(V:Vision)

Mission (果たすべき使命)

人をつなぎ、技術をつなぎ、世界を豊かに

Vision (あるべき姿)

【次世代型エンジニアリング商社】

時代の一步先を行くモノづくりパートナーを目指し、当社のエンジニアリング機能を核として継続的な価値の提供によりグローバルにお客様事業の成長と持続可能な社会の実現に貢献します。

Value (価値基準)

- 【信頼】社内外の関係者と協調し、ステークホルダーからの期待や社会的責任と当社目標を一致させながら、やりがいに溢れ、個人が尊重され、成長を実感できる会社を目指します。
- 【成長】独自のエンジニアリング機能によるモノづくりへの貢献とともに、積極的な成長市場への投資・事業領域の拡大により継続的な成長を目指します。
- 【貢献】経営の透明性と会社の継続的な品質の向上を通じて、重要な社会課題に積極的に取り組むことで持続可能な社会の実現に貢献します。

これら経営理念を実現させるため、6つの基本戦略と2030年度の目標を掲げました。

1. 「V2030」 基本戦略

- ① 積極的な投資
- ② PL経営+BS経営
- ③ マルチステークホルダーを意識した経営
- ④ モノ売りから「モノ×コト」売り
- ⑤ グローバルの成長を取り込む
- ⑥ DX推進

2. 「V2030」 定量目標 (連結)

売上高：300,000百万円、営業利益：12,500百万円、ROE：10%

II. 新中期経営計画「MT2024」(MT:Medium-Term Business Plan)

定性目標

1. 成長に向けた事業戦略

- ① エンジニアリング機能の強化
- ② 戦略的事業投資
- ③ グローバル企業とのビジネス拡大
- ④ DX強化

2. 経営基盤の強化

- ① ガバナンスの深化
- ② リスクマネジメントの強化
- ③ 財務戦略の強化
- ④ 人材戦略の強化
- ⑤ サステナビリティ経営の推進

事業報告

定量目標及び実績（連結）

区分	2022年度 (実績)	2022年度 (計画値)	2023年度 (計画値)	2024年度 (計画値)
受注高	244,296 百万円	170,000 百万円	180,000 百万円	200,000 百万円
売上高	153,674 百万円	140,000 百万円	170,000 百万円	185,000 百万円
営業利益	6,717 百万円	5,500 百万円	7,000 百万円	8,500 百万円
経常利益	7,108 百万円	5,800 百万円	7,200 百万円	8,700 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,316 百万円	3,900 百万円	4,800 百万円	5,800 百万円
ROE	10.35%		10%	

配当方針（連結）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けております。「V2030」の実現に向けた成長投資を含む今後の事業展開及び安定配当の継続等を総合的に勘案の上、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を配当性向の目安として、業績に応じた適正な配当を実施してまいります。

本計画の着実な遂行により、次世代をリードするような独自のエンジニアリングに重きを置いた商社を目指してまいります。

なお、役職員が法令はもとより社会的規範を遵守するため「第一実業株式会社行動規範」に則り行動し、企業としての社会的責任を果たすとともに社会に貢献していくことにも注力していく所存ですので、何卒倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (2022年3月期)	第100期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
受注高	161,979 百万円	152,328 百万円	154,702 百万円	244,296 百万円
売上高	161,476 百万円	140,029 百万円	148,075 百万円	153,674 百万円
営業利益	6,998 百万円	5,729 百万円	6,866 百万円	6,717 百万円
経常利益	7,426 百万円	6,464 百万円	7,792 百万円	7,108 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,876 百万円	4,754 百万円	5,363 百万円	6,316 百万円
1株当たり当期純利益	456.38 円	444.70 円	501.02 円	591.91 円
総資産	111,486 百万円	119,958 百万円	132,235 百万円	152,535 百万円
純資産	48,446 百万円	53,845 百万円	58,722 百万円	63,658 百万円
1株当たり純資産額	4,521.29 円	5,023.70 円	5,470.86 円	6,013.95 円

(注) 第99期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第99期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (2022年3月期)	第100期 (当事業年度) (2023年3月期)
受注高	139,481 百万円	132,316 百万円	128,244 百万円	185,868 百万円
売上高	135,899 百万円	126,439 百万円	121,701 百万円	122,212 百万円
営業利益	4,782 百万円	4,031 百万円	4,003 百万円	3,406 百万円
経常利益	5,219 百万円	4,527 百万円	4,879 百万円	5,244 百万円
当期純利益	3,352 百万円	3,329 百万円	3,610 百万円	5,029 百万円
1株当たり当期純利益	313.77 円	311.38 円	337.29 円	471.33 円
総資産	90,514 百万円	94,462 百万円	101,168 百万円	115,307 百万円
純資産	35,265 百万円	38,961 百万円	40,866 百万円	44,074 百万円
1株当たり純資産額	3,290.71 円	3,634.11 円	3,807.09 円	4,165.12 円

(注) 第99期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第99期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
株式会社第一メカテック	320百万円	100 %	機械等の技術開発・サービス
第一実業ビスウィル株式会社	100	100	外観検査装置の開発・製造・販売
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	US\$ 500千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
D J K E U R O P E G M B H	EUR 25千	100	産業用各種機械器具の販売
D C E N E R G Y G M B H	EUR 25千	60	リチウムイオン・バッテリー製造装置の販売
上海一実貿易有限公司	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(香港)有限公司	194	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(広州)貿易有限公司	HK\$ 19,485千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	394	100	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	THB 210,000千	100(49)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	THB 2,000千	49(49)	建設の請負
DAIICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	RM 1,500千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	PHP 9,675千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
P. T. D J K I N D O N E S I A	US\$ 300千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	US\$ 760千	100(100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	INR 170,000千	100(100)	産業用各種機械器具の販売

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.の持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

3. 当連結会計年度より、DC ENERGY GMBHについては重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

4. 前連結会計年度において連結子会社であった第一実業ソーラーソリューション株式会社は、当連結会計年度に清算結了したことにより、連結子会社から除外しております。

② 企業結合の経過

該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は「①重要な子会社」に記載した17社であります。

当連結会計年度における当企業集団の売上高は1,536億74百万円（前期は1,480億75百万円）となりました。経常利益は71億8百万円（前期は77億92百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は63億16百万円（前期は53億63百万円）となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社の企業集団は、各種機械・器具・部品の販売及び各種機械・器具の賃貸等を主な内容とし、国内販売ならびに輸出入を行っております。また、一部商品については、子会社が製造を行っております。

(10) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
支社	大阪、名古屋
支店	東北（仙台）、広島、福岡
出張所	富山
海外事業所	ソウル支店

② 子会社の主要な事業所

株式会社第一メカテック	埼玉県川口市
第一実業ビスウィル株式会社	大阪府吹田市
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	米国イリノイ州
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ合衆国ケレタロ州
DJK EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州
DC ENERGY GMBH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州
上海一実貿易有限公司	中華人民共和国上海市
第一実業(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
第一実業(広州)貿易有限公司	中華人民共和国広東省広州市
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア国クアラルンプール
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	フィリピン共和国マカティ市
PT. DJK INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	インド共和国ハリヤナ州

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,319 名	+61 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤務年数
591 名	+33 名	40.3 才	12.6 年

(12) 主要な借入先の状況

借入先	当期末借入残高
株式会社みずほ銀行	960 百万円
株式会社三井住友銀行	780
株式会社三菱UFJ銀行	630
株式会社りそな銀行	540

2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,086,400株 (自己株式を含む)
- (3) 株主数 3,771名 (前期末比 70名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比
株式会社UH Partners 2	1,013 ^{千株}	9.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	948	8.97
光通信株式会社	796	7.54
株式会社UH Partners 3	686	6.50
株式会社みずほ銀行	511	4.84
株式会社三井住友銀行	511	4.84
株式会社三菱UFJ銀行	373	3.53
株式会社りそな銀行	338	3.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	337	3.19
第一実業社員持株会	233	2.21

(注) 持株比率は、自己株式 (528千株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	9,000 ^株	6 ^名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 上記のほか、執行役員10名に対して譲渡制限付株式5,000株を付与しております。

(6)その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の強化及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2022年11月4日の当社取締役会決議に基づき、2022年11月7日から2023年3月31日の間、市場取引により、163,000株（発行済株式総数に対する割合は1.5%）の自己株式を総額714百万円で取得いたしました。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	2011年9月発行 新株予約権	2013年9月発行 新株予約権	2015年9月発行 新株予約権	2017年9月発行 新株予約権	2019年9月発行 新株予約権
新株予約権の数	6個	20個	21個	49個	63個
保有人数					
当社取締役	2名	4名	4名	4名	6名
新株予約権の目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数	1,200株	4,000株	4,200株	9,800株	14,600株
新株予約権の払込価額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際し て出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2011年9月2日 ～ 2041年9月1日	2013年9月3日 ～ 2043年9月2日	2015年9月2日 ～ 2045年9月1日	2017年9月4日 ～ 2047年9月3日	2019年9月4日 ～ 2049年9月3日
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記2)	(別記3)	(別記4)	(別記5)

(別記1)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2041年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記2)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2043年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記3)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2045年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記4)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2047年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記5)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2049年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況		氏名
代表取締役 社長執行役員	(内部監査部管掌)	宇野一郎
代表取締役 専務執行役員	(関係会社管掌)	寺川茂喜
取締役 常務執行役員	(産業機械事業、自動車事業、エンジニアリングセンター、名古屋支社長、株式会社第一メカテック専務取締役)	二宮隆一
取締役 常務執行役員	(エレクトロニクス事業、経営企画本部、米州エリア)	上野雅敏
取締役 常務執行役員	(プラント・エネルギー事業、エナジーソリューションズ事業、大阪支社長)	丸本靖
取締役 常務執行役員	(経理本部・総務本部、企画管理部、コーポレートコミュニケーション部)	府川治
取締役	税理士	坂本嘉和
取締役	文筆家	田中幸恵
取締役	弁護士	山田奈美香
常勤監査役		川井昭宏
監査役	公認会計士、KDDI株式会社社外監査役	松宮俊彦
監査役	税理士、ホテルマネジメントインターナショナル株式会社社外監査役	小山充義

- (注) 1. 取締役のうち坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち松宮俊彦氏及び小山充義氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の川井昭宏氏は、当社管理部門の主要な職責を歴任し、その職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役の松宮俊彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の小山充義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役の坂本嘉和氏、田中幸恵氏及び山田奈美香氏、監査役の松宮俊彦氏及び小山充義氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 山田奈美香氏の戸籍上の氏名は、畠中奈美香であります。
6. 監査役の松宮俊彦氏及び小山充義氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び国内外子会社の全取締役、監査役及び執行役員であり、す

すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、その概要は、取締役の報酬については、企業業績と企業価値の中長期的な向上を促すものとし、各役員の職責に見合った報酬体系としております。社外取締役を除く取締役には、役位、職責を主な考慮要素とした固定報酬と、会社業績の目標達成度に応じて変動する業績連動報酬及び株式報酬としての譲渡制限付株式報酬制度を併用し、社外取締役については、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。社外取締役を除く取締役の報酬については、独立社外取締役が構成員の過半数を占める任意のガバナンス委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会が決定しております。

また、決定方針は取締役会で決議することとしております。

なお、取締役会は、当該答申の内容を尊重して決定していることから、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、その職務の独立性という観点から固定報酬のみとしており、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。また、各監査役の報酬は、独立性を担保する目的で監査役全員の同意により監査役会にて決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月23日開催の第99期定時株主総会において年額4億5,000万円以内（うち、社外取締役分は年額1,800万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。なお、本株主総会の第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役全体の報酬額は年額4億5,000万円以内のままとし、社外取締役分の報酬額は年額4,000万円以内に変更される予定です。

当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月23日開催の第98期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額を年額30百万円以内、株式数の上限を年10,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2004年6月25日開催の第81期定時株主総会において年額45百万円以内と決議し

ております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して、全社業績に係る賞与（以下、「賞与A」）と、中期経営計画の達成に資する指標等に係る賞与（以下、「賞与B」）の2種類を支給いたします。

業績連動報酬（賞与A）の額の算定の基礎として選定した業績指標は、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益であります。また、連結営業利益を指標として選定した理由は、当社グループの本業から創出した利益を適正に反映する評価指標としてふさわしいと判断したためであり、親会社株主に帰属する当期純利益を指標として選定した理由は、成長に向けた投資の成果や株主還元の出発点となり、当社グループの最終業績に責任を負うという観点よりふさわしいと判断したためであります。

各取締役への支給額は、次の算式により計算いたします。

$$\text{各取締役への支給額} = \text{業績連動報酬（賞与A）の総額} \times 1 \\ \times (\text{各取締役の役位別係数} \times 2 / \text{役位別係数の合計})$$

※1 業績連動報酬（賞与A）の総額 = 89,760千円 × (連結営業利益の年度目標に対する達成度 × 75% + 親会社株主に帰属する当期純利益の年度目標に対する達成度 × 25%)

また、年度目標に対する達成度が130%を超える場合、いずれも130%として計算いたします。

※2 各取締役の役位別係数

役位	係数	員数	上限金額
代表取締役社長執行役員	100	1	29,318千円
代表取締役専務執行役員	74	1	21,695千円
取締役常務執行役員	56	4	16,418千円

(参考) 各指標の目標値

(単位：百万円)

指標	2023年3月期
連結営業利益	5,500
親会社株主に帰属する当期純利益	3,900

なお、当事業年度を含む連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項（7）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	424 (17)	251 (17)	143 (－)	29 (－)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	33 (10)	33 (10)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式の内容及びその交付状況は「2. 株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。また、譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴って廃止されたストック・オプションのうち、既に発行済みのストック・オプションの内容及びその付与状況については「3. 新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	坂本 嘉和氏	取締役会 15回開催のうち 15回	同氏は、国税局における長年にわたる経験を通して培われた、財政、金融、財務等に関する高い知見、識見に基づいて議案審議につき必要な発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
取締役	田中 幸恵氏	取締役会 15回開催のうち 15回	同氏は、上場企業のIR活動における経営者への取材・執筆活動等を通じて培った知見に基づいて議案審議につき必要な発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
取締役	山田 奈美香氏	取締役会 15回開催のうち 15回	同氏は、弁護士として有する企業法務に関する幅広い知見に基づいて議案審議につき必要な発言を行うなど、適切な役割を果たしております。また、経営陣幹部及び取締役の指名・報酬の透明性及び公正性の確保とガバナンス強化に関する事項を審議するガバナンス委員会の委員を務めております。
監査役	松宮 俊彦氏	取締役会 15回開催のうち 15回 監査役会 16回開催のうち 16回	同氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、幅広い経験と高い識見に基づいて議案審議に必要な発言を行っております。
監査役	小山 充義氏	取締役会 15回開催のうち 15回 監査役会 16回開催のうち 16回	同氏は、税理士として有する財務及び会計に関する高い知見に基づいて議案審議につき必要な発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 56百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭等の合計額 56百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

また、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、「内部統制基本方針」を制定（最終改定：2023年5月12日）しており、その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動指針、行動規範に則り、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 会社の業務執行が、全体として適正かつ健全に行われるため、取締役は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。また、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要あると認めたときは取締役に対し改善を助言又は勧告しなければならない。
- ③ 反社会的勢力への対応については、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底し、外部からの働きかけはリスク管理委員会において掌握し、その重大性の評価と検討を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

同規程に定める経営危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行部門及び当社グループ会社において目標達成のために活動する。また、経営計画が、当初の予定どおり進捗しているか業績報告を通じ毎月チェックを行う。
- ② 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び監査役に配布される体制をとる。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務執行役員以上によって構成される経営会議において審議を行い、取締役会の決定を経て執行する。
- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期首に定める各取締役及び各執行役員の業務分掌において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範の社内への周知徹底を図る。
- ② 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じて、社内各部署にて監査、研修を実施する。
- ③ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表取締役及び監査役に報告するものとする。

- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、必要に応じて当社グループ会社会議を開催する。
- ② 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、すべての当社グループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎として当社グループ各社で関連諸規程を定める。
- ③ 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度による当社グループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
- ④ 取締役は、当社グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、又はコンプライアンス上問題があると認められた場合には、代表取締役に報告するものとする。
- ⑤ 当社グループ会社を当社の内部監査部による監査対象とし、監査結果を当社代表取締役に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。
- ② 内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

(8) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制 その他監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。
 - ・当社及び当社グループの内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社及び当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更

- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示事項の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書、各種取引申請書及び監査役から要求された会議議事録
- ② 監査役は、必要に応じて当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、前号の報告を求めることができる。
 - ③ 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ④ 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - ⑤ 監査役は、当社の会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。
 - ⑥ 監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないものとする。その旨を当社及び当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
 - ⑦ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は原則として月1回（当事業年度は15回）定期的に開催し、法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。

(2) 監査役会

監査役会は当事業年度中16回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査を行い、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。併せて、社外取締役、会計監査人及び内部監査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めました。

なお、常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役、執行役員及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、月1回開催の全社営業会議や年4回開催の予算会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

(3) コンプライアンス及び社内研修

当社は、当社役職員に対し、役職に応じてコンプライアンス教育を実施し、その促進に当たり、Eラーニングや社内研修を通じて法令、定款及び社内ルールを遵守する取り組みを行っております。

(4) 内部統制及び内部監査部

内部監査部は、当社の行動規範、内部監査規程、リスク管理規程及びその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び主要子会社の業務監査、内部統制監査を定期的を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。
株式数は単位未満、持株比率は小数点第2位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	135,278	流動負債	86,511
現金及び預金	34,518	支払手形及び買掛金	33,724
受取手形、売掛金及び契約資産	38,101	短期借入金	5,143
電子記録債権	7,141	未払金	3,487
有価証券	9	未払法人税等	1,439
商品及び製品	21,408	前受金	38,219
仕掛品	1,401	製品保証引当金	114
原材料及び貯蔵品	777	賞与引当金	1,005
前渡金	25,434	役員賞与引当金	185
未収入金	4,387	受注損失引当金	269
その他	2,221	その他	2,922
貸倒引当金	△125	固定負債	2,365
固定資産	17,256	長期借入金	240
有形固定資産	3,200	繰延税金負債	1,123
建物	2,833	役員退職慰労引当金	24
機械装置及び運搬具	861	退職給付に係る負債	492
工具、器具及び備品	1,422	その他	485
土地	527	負債合計	88,877
E S C O事業資産	132	純資産の部	
太陽光発電事業資産	768	株主資本	58,704
賃貸用資産	729	資本金	5,105
建設仮勘定	47	資本剰余金	3,826
減価償却累計額	△4,123	利益剰余金	51,319
無形固定資産	1,413	自己株式	△1,546
ソフトウェア	1,356	その他の包括利益累計額	4,795
その他	57	その他有価証券評価差額金	2,991
投資その他の資産	12,643	繰延ヘッジ損益	△217
投資有価証券	10,041	為替換算調整勘定	1,800
退職給付に係る資産	1,209	退職給付に係る調整累計額	220
繰延税金資産	543	新株予約権	96
その他	1,008	非支配株主持分	62
貸倒引当金	△159	純資産合計	63,658
資産合計	152,535	負債・純資産合計	152,535

連結損益計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		153,674
売上原価		127,003
売上総利益		26,671
販売費及び一般管理費		19,953
営業利益		6,717
営業外収益		
受取利息	126	
受取配当金	280	
仕入割引	199	
補助金収入	202	
違約金収入	133	
その他	132	1,074
営業外費用		
支払利息	45	
支払手数料	97	
為替差損	463	
その他	77	683
経常利益		7,108
特別利益		
投資有価証券売却益	1,948	1,948
特別損失		
投資有価証券評価損	15	
投資有価証券売却損	1	16
税金等調整前当期純利益		9,040
法人税、住民税及び事業税	2,814	
法人税等調整額	△47	2,767
当期純利益		6,273
非支配株主に帰属する当期純損失		43
親会社株主に帰属する当期純利益		6,316

連結株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年4月1日残高	5,105	3,812	46,683	△858	54,742
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,596		△1,596
親会社株主に帰属する当期純利益			6,316		6,316
自己株式の取得				△720	△720
自己株式の処分		14		31	46
連結範囲の変動			△83		△83
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	14	4,636	△688	3,962
2023年3月31日残高	5,105	3,826	51,319	△1,546	58,704

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年4月1日残高	2,737	△414	1,274	248	96	38	58,722
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,596
親会社株主に帰属する当期純利益							6,316
自己株式の取得							△720
自己株式の処分							46
連結範囲の変動							△83
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	253	197	525	△27	－	23	972
連結会計年度中の変動額合計	253	197	525	△27	－	23	4,935
2023年3月31日残高	2,991	△217	1,800	220	96	62	63,658

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 17社

(株)第一メカテック、第一実業ビスウィル(株)、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.、DJK EUROPE GMBH、DC ENERGY GMBH、
上海一実貿易有限公司、第一実業(香港)有限公司、第一実業(広州)貿易有限公司、
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.、DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.、
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.、DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.、
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.、PT. DJK INDONESIA、
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.、DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.
当連結会計年度より、DC ENERGY GMBHについては重要性が増したため、連結の範囲に含めてお
ります。また、第一実業ソーラーソリューション(株)については、当連結会計年度において清算終了し
たため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

(株)フロー・ダイナミックス、ディー・ジェー・ケー興産(株)、第一エンジニアリング(株)、
一實股份有限公司

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の
各合計は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲に含めておりませ
ん。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社 1社

(株)浅野研究所

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

(株)フロー・ダイナミックス、ディー・ジェー・ケー興産(株)、第一エンジニアリング(株)、
一實股份有限公司

関連会社

第一スルザー(株)

(3) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はいずれも小規模会社であり、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりませんので持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.、上海一実貿易有限公司及び第一実業(広州)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産

主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. 建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	2～50年
機	械 装 置 及 び 運 搬 具	2～26年
工	具、器 具 及 び 備 品	2～20年

連結計算書類

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

□. E S C O事業資産

E S C O事業資産は、当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 太陽光発電事業資産

太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。

二. 賃貸用資産

主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

イ. 製造販売権

製造販売権は、バイナリー発電装置の国内独占的製造権・販売権等で、利用可能期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

□. ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの主な耐用年数は3～8年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当連結会計年度末における回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員、執行役員及び使用人兼務役員（使用人分）に支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役等に支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退任時の退職慰労金の支出に備えるため、退職慰労金のうち内規に基づき算定された当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しております。

⑥ 製品保証引当金

商品及び製品の販売契約において、欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、商品及び製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。また、当該保証義務に伴う費用支出に備えるため、売上高に連結会計年度ごとの実績率を乗じて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、プラント・エネルギー事業、エナジーソリューションズ事業、産業機械事業、エレクトロニクス事業、自動車事業、ヘルスケア事業、航空・インフラ事業に係る商品及び製品を取り扱っておりますが、これらの商品及び製品の販売については、引渡又は検収時点で顧客が当該商品や製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品や製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。ただし、輸出入取引においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、主にプラント・エネルギー事業の一部取引において、契約内容から当社の役割が代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っております。

一方、主にエナジーソリューションズ事業の一部取引における長期請負工事契約については、履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びインセンティブ等を控除した金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

連結計算書類

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表関係

連結計算書類において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度に契約資産が発生したため「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

流動資産の「未収入金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の流動資産の「その他」に含まれている未収入金は、2,727百万円であります。

無形固定資産の「製造販売権」「ソフトウェア仮勘定」は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の無形固定資産の「その他」に含まれている製造販売権は22百万円、ソフトウェア仮勘定は33百万円であります。

流動負債の「未払金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の流動負債の「その他」に含まれている未払金は、2,965百万円であります。

連結損益計算書関係

営業外収益の「補助金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれている補助金収入は、173百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

退職給付債務及び費用（退職給付に係る資産）

- ・当連結会計年度計上額 1,209百万円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

退職給付債務及び費用に関する見積りや前提条件については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ①退職給付に係る会計処理の方法」をご参照ください。

退職給付債務計算に使用する割引率は、現在利用可能で、かつ、年金給付の支払期日までの間利用可能と予想される優良債券の利回りなどを考慮して決定しております。年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して決定しております。

使用した前提条件と方法は適切であると判断しておりますが、これらの前提条件には管理不能な不確実性が含まれているため、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は、前提条件の変更がある場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結計算書類

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	1,223百万円
売掛金	34,479百万円
契約資産	2,387百万円

2. 担保資産

取引保証金等の代用として差入れられている担保資産は次のとおりであります。

有価証券	9百万円
------	------

3. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	12,000百万円
借入実行残高	3,000百万円
差引額	9,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 153,515百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式 普通株式	11,086,400	—	—	11,086,400
自己株式 普通株式	377,294	164,391	14,060	527,625

- (注) 1. 自己株式の株式数の増加164,391株の内訳は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加163,000、単元未満株式の買取りによる増加1,391株であります。
2. 自己株式の株式数の減少14,060株の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少14,000株、単元未満株式の売渡しによる減少60株であります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	910	85.00	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	686	64.00	2022年9月30日	2022年11月29日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,203	利益剰余金	114.00	2023年3月31日	2023年6月23日

4. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 42,200株

連結計算書類

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）であります。

デリバティブは社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合出資（匿名組合出資）は、次表には含めておりません（注）をご参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、短期借入金ならびに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 受取手形及び売掛金	35,713	35,708	△4
(2) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	9	10	0
②その他有価証券	7,178	7,178	—
資産計	42,902	42,897	△4
(1) 支払手形及び買掛金	33,724	33,724	△0
(2) 長期借入金（*1）	360	354	△5
負債計	34,084	34,078	△5
デリバティブ取引（*2）	(298)	(298)	—

（*1）1年内返済予定の長期借入金（120百万円）は、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて記載しておりますが、本注記では長期借入金に含めて記載しております。

（*2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合出資（匿名組合出資）

区分	連結貸借対照表計上額
	百万円
非上場株式	2,798
投資事業有限責任組合出資（匿名組合出資）	64

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
				百万円
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,178	-	-	7,178
資産計	7,178	-	-	7,178
デリバティブ取引				
通貨関連	-	(298)	-	(298)
負債計	-	(298)	-	(298)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
				百万円
受取手形及び売掛金	-	35,708	-	35,708
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	10	-	-	10
資産計	10	35,708	-	35,718
支払手形及び買掛金	-	33,724	-	33,724
長期借入金	-	354	-	354
負債計	-	34,078	-	34,078

連結計算書類

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	プラント・ エネルギー 事業	エナジー ソリューションズ 事業	産業機械 事業	エレクトロ ニクス事業	自動車事業	ヘルスケア 事業	航空・イン フラ事業		
日本	10,964	7,929	13,129	11,164	14,845	10,603	2,438	231	71,306
中国	1,218	2,067	2,552	19,108	5,625	9	-	-	30,581
アジア	3,735	892	7,688	16,053	1,046	705	-	-	30,121
米州	975	1,290	170	1,282	9,843	60	79	-	13,701
ヨーロッパ	292	6,329	225	940	97	56	0	-	7,942
その他地域	5	0	-	12	1	-	-	-	20
外部顧客への 売上高	17,192	18,509	23,766	48,561	31,459	11,435	2,518	231	153,674

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、機械・器具の賃貸、保険代理業を含んでおります。なお、外部顧客への売上高に含まれる貸手のリースから生じる収益については、重要性が乏しいため、内訳の記載を省略しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

連結計算書類

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形及び売掛金	35,166
電子記録債権	9,486
計	44,653
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形及び売掛金	35,702
電子記録債権	7,141
計	42,844
契約資産 (期首残高)	-
契約資産 (期末残高)	2,387
契約負債 (期首残高)	
前受金	27,361
計	27,361
契約負債 (期末残高)	
前受金	38,219
計	38,219

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、18,567百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	143,306
1年超	56,996
合計	200,302

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	6,013.95円
2. 1株当たり当期純利益	591.91円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	97,676	流動負債	70,147
現金及び預金	15,784	買掛金	31,000
受取手形	549	短期借入金	3,220
電子記録債権	6,938	未払金	3,466
売掛金	31,519	未払法人税等	1,086
有価証券	9	前受金	28,954
商品	15,962	賞与引当金	700
前渡金	20,822	役員賞与引当金	143
短期貸付金	235	受注損失引当金	269
未収入金	4,372	製品保証引当金	84
その他	1,496	その他	1,222
貸倒引当金	△17	固定負債	1,085
固定資産	17,631	長期借入金	240
有形固定資産	2,001	繰延税金負債	684
建物	1,391	その他	160
機械装置及び運搬具	68	負債合計	71,232
工具、器具及び備品	893	純資産の部	
土地	527	株主資本	41,206
E S C O事業資産	132	資本金	5,105
太陽光発電事業資産	768	資本剰余金	3,826
貸貸用資産	782	資本準備金	3,786
建設仮勘定	20	その他資本剰余金	40
減価償却累計額	△2,584	利益剰余金	33,821
無形固定資産	1,314	利益準備金	970
ソフトウェア	1,291	その他利益剰余金	32,850
その他	23	建物圧縮記帳積立金	22
投資その他の資産	14,315	別途積立金	4,442
投資有価証券	8,076	繰越利益剰余金	28,386
関係会社株式	4,896	自己株式	△1,546
その他	1,501	評価・換算差額等	2,772
貸倒引当金	△158	その他有価証券評価差額金	2,986
		繰延ヘッジ損益	△214
		新株予約権	96
		純資産合計	44,074
資産合計	115,307	負債・純資産合計	115,307

損 益 計 算 書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売上高		122,212
売上原価		107,133
売上総利益		15,078
販売費及び一般管理費		11,672
営業利益		3,406
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	1,698	
仕入割引	199	
その他	127	2,034
営業外費用		
支払利息	14	
為替差損	59	
支払手数料	67	
その他	55	196
経常利益		5,244
特別利益		
投資有価証券売却益	1,948	1,948
特別損失		
関係会社株式評価損	141	
投資有価証券評価損	15	
投資有価証券売却損	1	157
税引前当期純利益		7,035
法人税、住民税及び事業税	1,962	
法人税等調整額	43	2,005
当期純利益		5,029

株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金		
					建物圧縮 記帳積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
2022年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,786	百万円 26	百万円 970	百万円 23	百万円 4,442	百万円 24,952
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,596
建物圧縮記帳積立金の取崩					△1		1
当期純利益							5,029
自己株式の取得							
自己株式の処分			14				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	14	—	△1	—	3,434
2023年3月31日残高	5,105	3,786	40	970	22	4,442	28,386

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
2022年4月1日残高	百万円 △858	百万円 38,447	百万円 2,740	百万円 △417	百万円 96	百万円 40,866
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,596				△1,596
建物圧縮記帳積立金の取崩		—				—
当期純利益		5,029				5,029
自己株式の取得	△720	△720				△720
自己株式の処分	31	46				46
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			245	202	—	448
事業年度中の変動額合計	△688	2,759	245	202	—	3,208
2023年3月31日残高	△1,546	41,206	2,986	△214	96	44,074

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

定率法を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 2～17年

工 具、 器 具 及 び 備 品 2～20年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② E S C O事業資産

E S C O事業資産は、当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ 太陽光発電事業資産
太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。
 - ④ 賃貸用資産
主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
- ① 製造販売権
製造販売権は、バイナリー発電装置の国内独占的製造権・販売権等で、利用可能期間（10年）に基づく定額法を採用しております。
 - ② ソフトウェア
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当事業年度末における回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員及び執行役員に支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
取締役へ支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

(6) 製品保証引当金

商品及び製品の販売契約において、欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う保証義務を有しております。当該保証義務は、商品及び製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。また、当該保証義務に伴う費用支出に備えるため、売上高に事業年度ごとの実績率を乗じて算出した発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、プラント・エネルギー事業、エナジーソリューションズ事業、産業機械事業、エレクトロニクス事業、自動車事業、ヘルスケア事業、航空・インフラ事業に係る商品及び製品を取り扱っておりますが、これらの商品及び製品の販売については、引渡又は検収時点で顧客が当該商品や製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品や製品の引渡又は検収時点で収益を認識しております。ただし、輸出入取引においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、主にプラント・エネルギー事業の一部取引において、契約内容から当社の役割が代理人取引に該当すると判断される取引については純額表示を行っております。

一方、主にエナジーソリューションズ事業の一部取引における長期請負工事契約については、履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びインセンティブ等を控除した金額で算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。また、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

無形固定資産の「製造販売権」「ソフトウェア仮勘定」は、重要性がなくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の無形固定資産の「その他」に含まれている製造販売権は22百万円、ソフトウェア仮勘定は0百万円であります。

流動負債の「未払金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の流動負債の「その他」に含まれている未払金は、2,956百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

退職給付債務及び費用(前払年金費用)

- ・当事業年度計上額 702百万円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

退職給付債務及び費用に関する見積りや前提条件については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 引当金の計上基準 (4) 退職給付引当金」及び「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項 (1) 退職給付に係る会計処理」をご参照ください。

退職給付債務計算に使用する割引率は、現在利用可能で、かつ、年金給付の支払期日までの間利用可能と予想される優良債券の利回りなどを考慮して決定しております。年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して決定しております。

使用した前提条件と方法は適切であると判断しておりますが、これらの前提条件には管理不能な不確実性が含まれているため、前提条件と実際の結果が異なる場合、又は、前提条件の変更がある場合には、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計算書類

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

受取手形及び売掛金	3,341百万円
短期貸付金	435百万円
買掛金	2,611百万円

2. 担保資産

取引保証金等の代用として差入れられている担保資産は次のとおりであります。

有価証券	9百万円
------	------

3. E S C O事業資産

当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産の内訳は次のとおりであります。

建物	5百万円
機械装置及び運搬具	127百万円

4. 太陽光発電事業資産

当社が行う太陽光発電事業用の資産の内訳は次のとおりであります。

建物	19百万円
機械装置及び運搬具	744百万円
工具、器具及び備品	4百万円

5. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	1,306百万円 (US\$9,785千)
DJK EUROPE GMBH	61百万円 (EUR420千)
上海一実貿易有限公司	695百万円 (RMB35,480千、6百万円)
第一実業(香港)有限公司	620百万円
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	96百万円 (SGD898千、6百万円)
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	503百万円 (US\$88千、SGD41千、487百万円)
PT. DJK INDONESIA	68百万円 (IDR7,740,266千)
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	315百万円 (INR192,604千)

6. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	12,000百万円
借入実行残高	3,000百万円
差引額	9,000百万円

計算書類

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売	上	高	22,179百万円
仕	入	高	13,969百万円
営業取引以外の取引高			483百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	527,625株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	53百万円
賞与引当金	214百万円
未払事業税等	78百万円
投資有価証券評価損	151百万円
受注損失引当金	82百万円
製品保証引当金	25百万円
関係会社株式	329百万円
減損損失	95百万円
繰延ヘッジ損失	248百万円
その他	321百万円
繰延税金資産小計	1,601百万円
評価性引当額	△653百万円
繰延税金資産合計	948百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,231百万円
前払年金費用	206百万円
その他	194百万円
繰延税金負債合計	1,632百万円

繰延税金負債の純額	684百万円
-----------	--------

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
子会社	上海一実貿易有限公司	直接 100.00%	商品の売買 役員の兼務	商品の販売	14,752	売掛金	2,175
子会社	DAIICHIJITSUGYO (AMERICA), INC.	直接 100.00%	商品の売買 役員の兼務	債務保証 (注2)	1,306	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 銀行からの借入金及び取引先への支払債務につき、債務保証を行っております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,165.12円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 471.33円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

第一実業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一実業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

第一実業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 太洋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一実業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

第一実業株式会社 監査役会

常勤監査役	川 井 昭 宏	㊟
社外監査役	松 宮 俊 彦	㊟
社外監査役	小 山 充 義	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

ソラシティカンファレンスセンター Room C

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地(御茶ノ水ソラシティ1階) 電話 03(6370)8600



交通機関

- JR中央線・総武線
「御茶ノ水」駅(聖橋口)より徒歩2分
- 東京メトロ千代田線
「新御茶ノ水」駅(B2出口)より徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線
「御茶ノ水」駅より徒歩5分

お願い 会場には駐車場がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。

本年は株主総会ご出席者へのお土産の配付を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。